

○浜田市建築基準法施行細則

(建築物の敷地と道との関係の建築の認定申請に係る添付図書等)

第12条 法第43条第2項第1号の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項に規定する特定行政庁が規則で定める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 省令第10条の3第1項第1号に規定する道(農道等で幅員4.0m以上のもの)である場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造、出入口の位置及び各部分の高さ、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低並びに敷地の周囲の道の種類、位置、幅員、敷地と接している部分の長さ及び敷地との高低差を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、方位、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)

エ 2面以上の立面図(縮尺、開口部及び道の位置、最高高さ並びに軒の出の長さ及び高さを明示すること。)

(2) 省令第10条の3第1項第2号に規定する道(位置指定道路の基準を満たすもの)である場合 次に掲げる図書

ア 前号アからエまでに掲げる図書

イ 道の敷地に係る土地の登記事項証明書の写し(地番及び権利者が明示されていること。)

ウ 道の敷地に係る土地の公図の写し(地番及び道路の範囲が明示されていること。)

エ 道の権利者の同意書(申請者と権利者とが異なる場合に限る。)

オ 二次製品を使用する場合にあっては、当該二次製品の仕様書(使用する製品が明示されていること。)

カ 道の平面図(縮尺、方位、道の範囲の境界の位置、境界の標示方法(側溝、縁石、境界杭、鋸、プレート等)、道の丈量図、道の幅員、有効幅員、延長、隅切形状、勾配及び舗装構成、側溝、溜桝、転回広場の位置、形状及び間隔、道の周辺の土地利用計画(宅地の区割図及び面積)、擁壁の位置、高さ及び構造、道が接続する道路の路線名及び有効幅員、道が接続する道路との高低差、道と周辺の土地との高低差、敷地から道路

- 等に至るまでの排水計画を明示すること。)
- キ 地積測量図がある場合にあっては、当該地積測量図（道の範囲及び地番ごとの面積が明示されていること。）
- ク 標準断面図（道の幅員及び境界の位置、道と敷地との境界の位置及び標示方法、路面の勾配並びに側溝を明示すること。）
- ケ 横断面図（道の幅員及び境界の位置、道の敷地との境界の位置及び標示方法、路面の勾配並びに側溝を明示すること。）
- コ 縦断面図（道の延長及び勾配並びに転回広場の位置を明示すること。）
- サ 擁壁がある場合にあっては、当該擁壁の構造図（擁壁の寸法及び構造を明示すること。）
- シ 擁壁がある場合にあっては、当該擁壁の安定計算書（採用した計算規準、設計条件及び安定計算の結果を明示すること。）
- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。
- 3 省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書は、正本1通及び副本1通を提出しなければならない。
- 4 第3条、第4条及び第5条の規定は、第10条の4の2第1項の認定関係規定による認定を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき、又は工事を取りやめたいときに準用する。この場合において、これらの規定中「建築主事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。